

平 3 0 廃 り 対 策 6 5 2 号
平成 31 年 (2019 年) 3 月 2 9 日

一般社団法人中国電気管理技術者協会会長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長
(公印省略)

2019 年度山口県 PCB 含有電気機器等適正処理促進事業費補助金について (通知)

PCB 廃棄物の適正処理について、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度に引き続き来年度も、下記のとおり PCB 濃度分析費用の補助を実施することとし、別添のとおり募集リーフレットを作成しましたので、お知らせします。

なお、本県では、トランスその他の電気機器の PCB 含有状況を把握する中小企業者等の取組を標記補助金により支援したいと考えておりますので、貴団体所属の電気管理技術者に、その顧客事業所における PCB 含有状況の早期把握を呼び掛けてくださるようよろしくお願いいたします。

記

1 補助制度の概要

- (1) 補助対象 中小企業者等が保有する、PCB 含有の有無・濃度が不明なトランスその他の電気機器に係る PCB 分析に要する委託料 (試料の採取・運搬に要する費用を含み、消費税及び地方消費税は除く。)
- (2) 補助率 1/2
- (3) 補助限度額 PCB 分析対象機器 1 台当たり 15,000 円

2 募集期間

2019 年 4 月 1 日 (月) ~ 2020 年 1 月 31 日 (金)

なお、予算枠に達した時点で「募集終了」となりますので、御注意ください。

3 申請書等の入手方法

次の Web サイトからダウンロードしてください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/pcb/bunsekihojo.html>

なお、申請書等は、各健康福祉センターでも配布しています。

【お問合せ先】

産業廃棄物指導班

担当：中田

TEL:083(933)2988

FAX:083(933)2999

PCBの含有が不明な電気機器等の分析費用の一部を補助します！

山口県（下関市も含む。）は、PCB含有機器の早期処理の推進を図るため、PCBの含有が不明な電気機器等について、中小企業者等（裏面「補助対象となる事業者」参照）がPCB濃度分析を行う場合、その経費に対して補助する制度を設けています。

○ 募集期間

2019年4月1日(月)～2020年1月31日(金)

※ 予算枠に達した時点で「募集終了」となりますので、御注意ください。

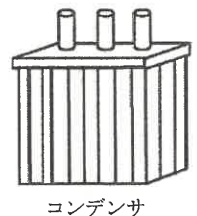
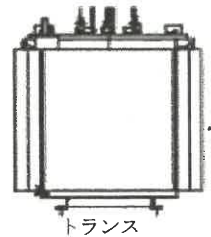
○ 補助対象経費

PCBの含有が不明なトランス、コンデンサ、安定器等の電気機器の分析に係る委託費（試料の採取及び運搬に要する費用を含む。）

○ 補助金額

次のどちらか低い額を予算の範囲内で補助します。

- ① 分析した電気機器等の台数に1万5千円を乗じて得た額
- ② 補助対象経費の実支出額(消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。)に1/2を乗じて得た額(千円未満切捨て)



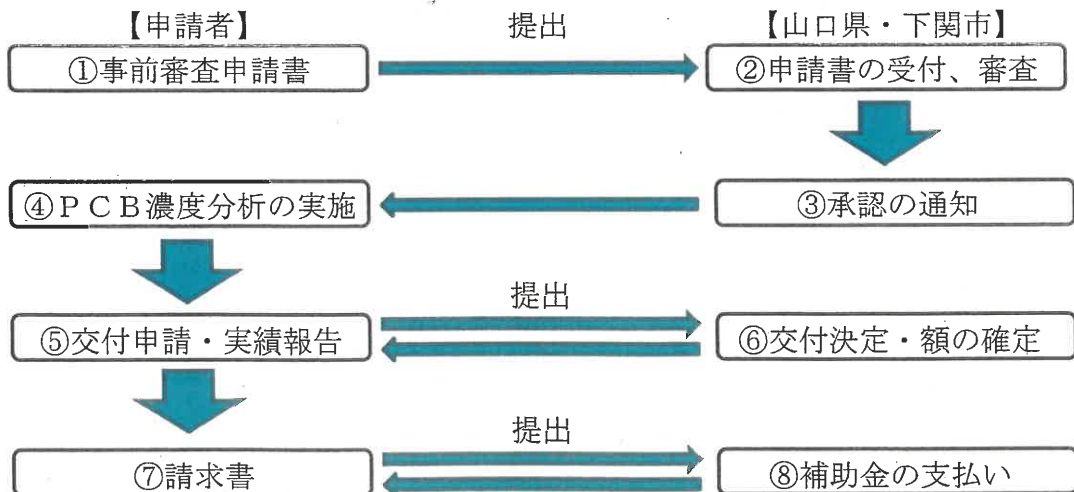
※上記図の出典：
PCB 収集・運搬
ガイドライン
(環境省)

○ 対象となる機器

※ 山口県内（下関市内も含む。）の事業場で保管、使用するものに限ります。

1	銘板がないトランス等電気機器（メーカー、型式が不明）
2	製造メーカーから「PCB含有無し」の確認が得られないトランス等電気機器
3	PCB濃度の把握が必要であると認められる廃電気機器及び使用中電気機器

○ 補助金交付までの流れ



○ 補助対象となる事業者

※ 補助対象者かどうか不明な場合は、事前にお問い合わせください。

区 分		要 件	
1	会社法 (平成 17年法 律第86 号)第2 条第1 号の会 社	①製造業・その 他の業種	次のいずれかの基準を満たすこと。 (7) 資本金又は出資の総額が3億円以下 (4) 常時使用する従業員の数が300人以下
		②卸売業	次のいずれかの基準を満たすこと。 (7) 資本金又は出資の総額が1億円以下 (4) 常時使用する従業員の数が100人以下
		③ゴム製造業	次のいずれかの基準を満たすこと。 (7) 資本金又は出資の総額が3億円以下 (4) 常時使用する従業員の数が900人以下
		④旅館業	次のいずれかの基準を満たすこと。 (7) 資本金又は出資の総額が5千万円以下 (4) 常時使用する従業員の数が200人以下
		⑤小売業	次のいずれかの基準を満たすこと。 (7) 資本金又は出資の総額が5千万円以下 (4) 常時使用する従業員の数が50人以下
		⑥サービス業	次のいずれかの基準を満たすこと。 (7) 資本金又は出資の総額が5千万円以下 (4) 常時使用する従業員の数が100人以下
		⑦ ①から⑥ま での業種につ いて共通して 満たす必要の ある要件	次のいずれの基準にも該当しない者であること。 (7) 業種区分ごとの要件を満たす会社法法人以外の会社法法人(以下「大企業者」という。)の所有に係る株式の数の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の出資の金額の出資の総額に対する割合が1/2以上であること。 (4) (7)に掲げる基準を満たす者(以下「みなし大企業者」という。)との間にみなし大企業者による完全支配関係(法人税法(昭和40年法律第34号)第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。)があること。 (5) 大企業者との間にみなし大企業者又は大企業者による完全支配関係があること。
2	個人	1の①から⑥までの業種の区分に応じ、それぞれ(4)に掲げる基準を満たすこと。	
3	学校法人、宗教法人、医療法人及び社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下であること。	
4	中小企業団体等	次のいずれかに該当する団体であること。 (1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に掲げる中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会) (2) 特別の法律により設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者((1)に掲げる団体を除く。)の2/3以上が1又は2の区分の要件を満たすもの(農業協同組合、漁業協同組合)	

○ 申請窓口

県・市	名称	所在地	電話番号
山口県	岩国健康福祉センター(廃棄物・環境指導班)	〒740-0016 岩国市三笠町一丁目1-1	0827-29-1524
	柳井健康福祉センター(環境薬事班)	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	0820-22-3631
	周南健康福祉センター(廃棄物・環境指導班)	〒745-0004 周南市毛利町二丁目38	0834-33-6429
	山口健康福祉センター(廃棄物・環境指導班)	〒753-8588 山口市吉敷下東三丁目1-1	083-934-2536
	宇部健康福祉センター(廃棄物対策班)	〒755-0031 宇部市常盤町二丁目3-28	0836-31-3200
	長門健康福祉センター(環境薬事班)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811
	萩健康福祉センター(環境薬事班)	〒758-0041 萩市江向531-1	0838-25-2666
下関市	環境部 廃棄物対策課(廃棄物指導係)	〒751-0847 下関市古屋町一丁目18-1	083-252-7152

詳細は、山口県庁・下関市役所のWebサイトをご参照ください。

【山口県庁】 <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/pcb/bunsekihojo.html>

【下関市役所】 <http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1428373749710/index.html>